

大和郡山市における総合事業介護予防型サービス(A2,A6)の使い方

令和6年度の介護報酬改定に伴い、令和6年6月より総合事業(訪問型サービス・通所型サービス)について、介護予防型のサービスコードを変更します。サービスコードの使用にあたっては下表をご参考ください。

訪問型サービス

サービスコード		規定の回数		サービスの対象者区分	備考
A2	1111	イ 1週当たりの標準的な回数を求める場合 (算定単位 月額)	週に1回程度	事業対象者・要支援1・要支援2	□の規定の回数を超えた場合のみ、イの月額 のコードを算定してください。
A2	1211		週に2回程度	要支援1・要支援2	
A2	1321		週に2回を超える場合	要支援2の方で週に2回を超える支援が必要な方	
A2	2411	ロ 1月当たりの回数を求める場合 (算定単位 回数)	月に4回程度	事業対象者・要支援1・要支援2	月に5回以上利用した場合はA2サービスコード1111を選択
			月に8回程度	要支援1・要支援2	月に9回以上利用した場合はA2サービスコード1211を選択
			月に12回程度を超える場合	要支援2の方で週に2回を超える支援が必要な方	月に13回以上利用した場合はA2サービスコード1321を選択

通所型サービス

サービスコード		規定の回数		サービスの対象者区分	備考
A6	1111	イ 1週当たりの標準的な回数を求める場合 (算定単位 月額)	週に1回程度	事業対象者・要支援1	□の規定の回数を超えた場合のみ、イの月額 のコードを算定してください。
A6	1121		週に2回程度	要支援2	
A6	1113	ロ 1月当たりの回数を求める場合 (算定単位 回数)	月に4回程度	事業対象者・要支援1	月に5回以上利用した場合はA6サービスコード1111を選択
A6	1123		月に8回程度	要支援2	月に9回以上利用した場合はA6サービスコード1121を選択